

## プログラム開発委託基本契約書

委託者：●●株式会社（以下「甲」という。）と受託者：株式会社●●（以下「乙」という。）とは、甲が●●を製造するための●●制作業務に必要なプログラム類の開発及び制作業務（以下「本件業務」という。）の委託に関して、下記契約条項の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1章 総則

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が本件業務を乙に委託し、乙はこれを受託する請負契約に関する基本的な契約事項を定めることを目的とする。

（納入物）

第2条 乙は、本件業務の成果として、要件定義書の要件を充たしたプログラム類を甲に納入する。

（委託料）

第3条 本件業務の委託料は、要件定義書を積算根拠として、乙が見積書を作成し、甲乙間で協議のうえ合意決定する。この決定金額は要件定義書に記載される。

（委託料の支払い条件）

第4条 甲は、本件業務の委託料を、納入完了日を含む月の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

2.前項にかかる消費税等相当額及び振込手数料は甲の負担とする。

（納入期限）

第5条 第2条に定める納入物の納入期限は、2013年〇月を目処とし、具体的には本件業務の進捗状況を確認しつつ、甲乙協議して後日定める。

### 第2章 本件業務の推進体制

（責任者）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後速やかに各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により相手方に通知する。

2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知する事により、責任者を変更できるものとする。

3. 甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。

- ① 第 ~~1413~~ 条及び第 ~~1514~~ 条所定の要件定義書の確定を行う権限及び責任
- ② 第 ~~1917~~ 条所定の納入物の検収を行う権限及び責任
- ③ その他本契約の遂行に必要な権限及び責任

(主任担当者)

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結後速やかに、本件業務を円滑に遂行するため、それぞれ本件業務の主任担当者 1 名を選任し、互いに書面をもって相手方に通知する。この変更を行った場合も同様とする。

2. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。

(業務従事者)

第 8 条 本件業務に従事する乙の従業員（以下「業務従事者」という。）の選定は、乙が行う。

2. 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

3. 乙は、本件業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

(連絡協議会)

第 9 条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、仕様及び作業の確認、問題点の協議・解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、随時連絡協議会を開催するものとする。

2. 協議会には、甲及び乙双方の主任担当者及びその他の担当者が出席するものとする。

~~3.~~ 甲及び乙は、連絡協議会の議事内容・結果について議事録を作成し、甲乙双方の責任者がこれに記名押印の上、各 1 通を保有する。

### 第 3 章 本件業務

(業務の実施)

第 10 条 乙は要件定義書に基づいて、次の通り本件業務を行う。

① ●●を用いた●●制作業務を自動化するスクリプトプラグイン開発、およびテンプレート制作業務。

② ●●を用いた●●業務を自動化するスクリプトプラグイン開発およびテンプレート制作業務。

③ 上記 1 と 2 を甲が使用するために必要な直接的操作方法を記載した取扱説明書の制作業務、及びこれを電子化した閲覧ファイルの制作業務。

(制作仕様書)

第 11 条 甲は、本件業務の対象となる製品個別の仕様を、制作仕様書として発行し、乙へ提供する。

2. 制作仕様書は、個別製品仕様が特定されるもので、製品ごとに条件が多様であるため、その形式は特定しない。ただし、前年同体裁製品については前回製品見本、台割表、割り

付け指定紙、組版データを収録したメディアなどで構成される一式、新規製品については確定デザインデータを含む指定一式を、わかりやすく封筒やケースにまとめて格納し、それが制作仕様書である事を格納物の表面に表示しなければならない。なお、これらが電子データのみで構成される場合は、制作仕様書名の1フォルダーにまとめ、その圧縮ファイルを通信手段によって提供してもよい。

3. 乙は、甲から制作仕様書の提供を受けたならば、すみやかにその内容を確認し、要件定義書作成に必要な情報が不足している場合には、ただちに甲へ追補するよう要求しなければならない。

#### 第12条 (中間成果物)

甲は乙に対して、ソフトウェア開発業務で生じた中間成果物の提示または報告を随時求めることができる。

#### 第13条 (制作仕様書の変更)

1. 本件業務の実施に際し、制作仕様書の内容に変更を加える必要が生じた場合、甲または乙は、相手方に対して変更の理由及び内容を示した書面で仕様変更の申し入れを行うことができる。この場合、仕様変更の申し入れをした当事者は、相手方との仕様変更の協議の結果に基づき、制作仕様書またはこれに代わる書面を作成するものとする。

2. 前項の書面に双方が署名押印を行うことによって、仕様の変更内容が確定されたものとする。

3. 前項所定の仕様変更によって、契約の定める委託料、納入期限その他の契約条件に影響を及ぼす場合は、甲又は乙は、相手方に対して、それらの変更を求めることができ、この場合、双方が署名押印した書面によってのみ変更されるものとする。

(要件定義書)

第14条第12条 本件業務におけるプログラム類が実装しなければならない機能や動作、オペレーティングインターフェイスの外見や操作方法などの設計仕様は、乙が作成して甲が承認した要件定義書によって特定される。

2. 要件定義書は、次の3種類により構成される。

- ① 要件定義書A：●●制作の●●ソリューションと●●プログラムについて
- ② 要件定義書B：テンプレート及び自動処理プログラムについて
- ③ 要件定義書C：●●テンプレート及び自動処理プログラムについて

3. 要件定義書Aは、甲が提供する制作仕様書、参考資料や説明文書、要求に基づくほか、乙が甲に対して助言や聞き取り調査を実施し、乙が作成する。

4. 要件定義書B及びCは、甲が提供する制作仕様書に基づいて製品個別に乙が作成する。

5. 要件定義書には、当該個別製品の制作金額と明細が記載される。

6. 要件定義書の作成期限は、製品個別に甲と乙とが協議して定める。

コメント [n1]: 本件のようなプログラム開発業務においては、委託者にとって、受託者の業務がどの程度遂行されているか把握しづらい面があります。

そこで、ある時点における中間成果物を確認することにより、作業の進捗状況を確認できますので、後の紛争を回避することができます。

コメント [n2]: 開発過程で、仕様書を変更する必要が出てきた場合に備えて、規定を追加致しました。

(要件定義書の確定)

第 ~~1513~~ 条 乙は、作成した要件定義書2部を甲へ提出して承認を求め、甲がこれを承認することで要件定義書は確定する。甲の承認行為は、甲の責任者による要求定義書承認欄への押印による。

2. 承認された要件定義書は、甲と乙とが各々その1通を保有する。

3. 甲と乙とは、要件定義書の提出から承認に至る過程において、信義誠実に協議し、必要があれば修正や再検討を実施して相互理解を深め、合意の上で承認を目指さなければならない。

(要件定義書の変更)

第 ~~1614~~ 条 <原案>要件定義書の確定後に、その内容に変更が必要となった場合は、甲乙協議による合意をもって内容を変更できる。変更が確定したときは、該当する当初の要件定義書は無効となり、確定した変更内容に従った新規の要件定義書を乙が作成し、甲は直ちにこれを承認する。

<B案>

1. 本件業務の実施に際し、要件定義書の内容に変更を加える必要が生じた場合、甲または乙は、相手方に対して変更の理由及び内容を示した書面で要件定義書の申し入れを行うことができる。この場合、乙は、甲との協議の結果に基づき、新たな要件定義書を作成するものとする。

2. 前項の書面に双方が署名押印を行うことによって、要件定義書の変更内容が確定されたものとする。

3. 前項所定の要件定義書の変更によって、契約の定める委託料、納入期限その他の契約条件に影響を及ぼす場合は、甲または乙は、相手方に対して、それらの変更を求めることができ、この場合、双方が署名押印した書面によってのみ変更されるものとする。

(再委託の禁止)

第 ~~1715~~ 条 乙は本件業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。

(納入物の納入)

第 ~~1816~~ 条 乙は甲に対し、要件定義書に定められた納入物を納入期限までに納入する。

2. 納入物は、第 10 条所定の成果品として ●●版で制作された●●のテンプレート(indt形式)、A●●版用のスクリプトプラグイン(バイナリ実行形式)(以下「本プログラム」という。)、これらの取扱説明書(pdf形式)であり、納品形態は、これらの電子データの複製を収録した CD-ROM または同類の読み取り専用電子メディアとし、数量は同一物を2枚とする。

3. 乙は、納入期限までに納入物を納入できない場合には、遅くとも●日前にその理由及び納入予定日を甲に連絡し、甲の指示に従うものとする。

4. 乙が納期に遅滞したときは、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるほか、違約金として納入期限の翌日から納入日まで1日●万円を請求することができる。ただし、

コメント [n3]: <B案>では、要件定義書の変更手順を、より詳細に規定してあります。

その遅滞が不可抗力ないし甲の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りでない。

(納入物の検収)

第 1917 条 納入物について、甲は直ちに内容を検査し、要件定義書に合致するか否かを点検しなければならない。

2. 検収方法及び合否判定基準は次の通りとする。

① メディアについては、甲が、取扱説明書で定められた動作環境に合致する甲のコンピュータでマウントし、収録データをインストールできれば合格とする。

② 本プログラムについては、納入物を取扱説明書で定められた方法に従って甲が使用し、要件定義書に合致する ●●データが生成されれば合格とする。

③ 取扱説明書については、要件定義書に従った本プログラムの操作方法及び動作環境など、直接的な使用上必要とする情報と操作方法が漏れなく記載されていることを甲が確認できれば合格とする。

3. 甲は、納入物が前項の検査に合格する場合、検査合格書を乙に交付するものとする。検査合格書は電子的な文書でもよい。

4. 納入後 120 日を経過しても、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べることなく、検査合格書を交付しない場合は、本条所定の検査に合格したものとみなされる。

5. 甲は、納入物が前項の検査に合格しない場合、乙に対して不合格となった具体的な理由を明示した書面を交付する。書面は電子的な文書によって通信回線で交付してもよい。乙は、甲が指摘する不合格理由が確認されたときは、甲と最善の対策と必要期間を協議し、修正または追完を実施して甲に納入する。甲は再納入後すみやかに前項所定の検査を再度実施する。なお、これらにかかる費用の負担は、原因の帰属先によって次の通りとする。

① 不合格理由が乙のみに起因する場合は、乙が全額を負担する。

② 不合格理由が甲のみに起因する場合は、甲が全額を負担する。

③ 不合格理由が甲と乙の双方に起因する場合、または、どちらにも起因しない場合は、甲乙双方の負担とし、協議して各々の負担割合を定める。

6. 前項②と③の場合、該当する当初の要件定義書は無効となり、乙は修正作業着手前に新規の要件定義書と見積書を甲へ提出するものとする。

(瑕疵担保責任)

第 20 条 前条に基づく納入物の検収後において、納入物に隠れた瑕疵が発見されたときには、乙は無償で当該瑕疵の修補を行うものとする。

2 前項の瑕疵の修補が合理的な範囲で繰り返されたにもかかわらず瑕疵が修正されない場合は、甲は乙に対し、瑕疵の修補に代えて、当該瑕疵により自己が被った直接の損害についてその賠償を求めることができるものとする。この場合において、当該瑕疵の存在により、甲の契約の目的を達成できないときは、甲は本契約を解除することができる。

3 本条による委託の責任は、納入物の検収完了日から 2 年以内に請求があった場合に限るものとする。

コメント [n4]: 相手方が、納入期日に遅れた場合の規定です。

コメント [n5]: 検収時には発見されなかった制作仕様書との不適合が後日発見された場合や、納入されたプログラムに「バグ」がある場合などに備えての規定です。

## 第 5 章 ユーザーサポート業務

(ユーザーサポート業務)

第 ~~21-18~~ 条 甲と乙とは、甲が本プログラムを継続使用するために必要な支援を乙から受けることを目的として、有償のユーザーサポート契約（以下「本サポート契約」という。）を締結する。内容は次の通りとする。

1. 本サポート契約の期間は1年単位とし、甲と乙の双方は、毎年契約を更新して継続する事を原則とする。
2. 本サポート契約料金は、1年単位で〇〇〇円とする。
3. 前項にかかる消費税等相当額及び振込手数料は甲の負担とする。
4. 起算日は、本契約の委託料が甲から乙へ支払われた日を目処とし、具体的には甲乙協議して定める。
5. 初回の本サポート契約は本条により、次回以降の更新については、その都度、乙が作成する本サポート契約と同一業務内容の契約書によって契約を締結更新する。
6. 本サポート契約の内容を変更する場合は、別途、甲乙協議して決定する。
7. 乙は、本サポート契約期間が満了する 90 日前までに契約の更新時期を甲へ通知する。
8. 本サポート契約料金に含まれる業務内容は次の通りとする。
  - ① 電子メール、電話、FAX 等の通信手段を用いて、納入物のインストールと、使用場面における操作方法や動作に関する質問への回答、及び解決策を提示する支援業務。
  - ② 本プログラムのバグ修正業務。
  - ③ 国の祝日法などの法改正に伴う本プログラムの修正業務。
9. 本プログラムのソフト的な動作環境にバージョンアップが発生し、これに対応する目的で本プログラムの改変を甲が指示した場合、乙はこれに対応する事を原則とする。なお、これに必要な費用は甲乙協議して定める。
10. 甲から本プログラムの改良や機能追加の要望が発生した場合、乙は実現に向けて誠実に対応する。これに必要な費用は甲の負担とし、乙は速やかに要件定義書と見積書を作成し、甲に提出する。
11. 乙が甲を訪問して実施するサポート業務に伴って発生する乙の交通費等出張経費は、別途甲が負担する。

## 第 6 章 資料及び情報の取り扱い

(資料等の提供及び返還)

第 ~~22-19~~ 条 乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対し、原則として無償でこれらの提供を行う。

2. 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を無償で乙に提供するものとする。

コメント [n6]: これは、別個の契約にすることも考えられます。いかが致しましょうか。

3. 甲から提供を受けた資料等（その一切の複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となった場合は、乙は~~遅滞地帯~~なくこれらを甲に返還または甲の指示に従った処置を行うものとする。

4. 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他の処置等について、それぞれ第7条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。

5. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

6. 乙は本件契約が終了した場合又は甲の要求があった場合はいつでも、直ちに甲から提供を受けた資料等（その一切の複製物及び改変物を含む。）を返還し、又は甲の立会いのもとで破棄しなければならない。

（秘密情報の取り扱い）

第 ~~2320~~ 条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

- ① 秘密保持義務を負う事なく既に保有している情報
  - ② 秘密保持義務を負う事なく第三者から正当に入手した情報
  - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - ④ 本契約に違反する事なく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。ただし、法令の定めに基づき、または権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではない。
3. 甲及び乙は、第2項に基づき相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
4. 秘密情報の提供、返却等授受については、第 ~~2219~~ 条 3項 及び6項を準用する。
5. 本条の規定は、本契約終了後、3年間存続する。ただし、本サポート契約期間を含むものとする。

## 第7章 権利帰属

（納入物の所有権）

第 ~~2421~~ 条 第 ~~1816~~ 条所定の納入物の所有権は、甲より乙への委託料が完済された場合に、乙から甲へ移転する。

2. 甲の指定する納品場所に成果物が納品された後、甲による検品を受けてその検査に合格するまでの間の成果物に対する危険負担は、甲に起因する原因のものを除いて全て、乙が負担するものとする。

（納入物の著作権）

第 ~~25-22~~ 条 納入物に関する著作権は、甲または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。

(B案) 18条所定の納入物に関する著作権は、甲より乙への委託料が完済された場合に、本著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む）を譲渡する。

2. 乙は、納入物について、甲並びに甲より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

3. 乙に帰属する事由により本契約及び本サポート契約が実施または継続されない事が確定した場合は、乙に帰属する著作権は直ちに無償で甲へ移転されるものとする。

(B案) 削除

(特許権等)

第 ~~26-23~~ 条 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産またはノウハウ等(以下あわせて「発明等」という。)にかかる特許権その他の知的財産権(著作権を除く)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

2. 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とする。

## 第8章 責任及び制限

(知的財産権侵害の責任)

第 ~~27-24~~ 条 甲が納入物に関して第三者から著作権、特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という。)の侵害の申し立てを受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、乙はかかる申し立てによって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び甲に生じた損害を負担するものとする。ただし、本契約の委託料相当額を限度とする。

① 甲が第三者から申し立てを受けた日から7日以内に、乙に対し申し立ての事実及び内容を通知すること。

② 甲が第三者との交渉または訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること。

③ 甲の敗訴判決が確定すること、または乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること。

④ 本契約または本サポート契約を締結していること。

2. 乙の責めに帰すべ事由による知的財産権の侵害を理由として、納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i) 権利侵害のない他の納入物との交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。

コメント [n7]: (B案)は、御社に著作権を譲渡させる条項になっています。



(乙による成果物再利用の制限)

第~~2825~~条 乙は、本契約または本サポート契約が締結されている期間に限り、本件業務の成果物について、その全部または一部を甲以外の第三者に対して営業活動、情報提供、販売、譲渡をしてはならない。

(乙の責任の限定)

第~~2926~~条 乙は、甲による本プログラムの使用、もしくは使用不能から生じるいかなる損害に関しても、一切の責任を負わなくてよいものとする。

<B案>

当該条項削除

(甲による納入物の使用条件)

第~~3027~~条 甲が納入物を使用できるのは、本契約または本サポート契約が締結されている期間に限られ、その期間での使用制限と条件は、事前の文書による乙の許可がない限り、次の通りとする。

ただし、乙に起因する事由により本サポート契約が継続されていない場合を除く。

- ① 甲は本プログラムを独占的に使用できる。
- ② 本プログラムをインストールできるコンピュータは、日本国内における甲の事業所内での使用に限定され、インストール台数制限は設けない。
- ③ 本プログラムは、甲の手帳類印刷物製造の目的以外に使用してはならない。
- ④ 本プログラムは、甲の常勤雇用者と臨時雇用者に限り使用できる。
- ⑤ 本プログラムを、リバース・エンジニアリング・逆コンパイル、または逆アセンブルしてはならない。
- ⑥ 本プログラムを変更、追加、削除等改変してはならない。
- ⑦ 本プログラムを、その構成部分を分離して複数のコンピュータで使用してはならない。
- ⑧ 本プログラムを第三者へ販売、譲渡してはならない。

2. 甲に起因する事由により本サポート契約が終了した場合、甲は本契約による納入物を直ちに乙へ返却するとともに、本プログラム及びその複製物を全てコンピュータから削除しなければならない。

第9章 一般条項

(本契約の変更)

第~~3128~~条 本契約の内容の変更は、当該変更内容について事前に甲乙協議のうえ、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

(権利義務譲渡の禁止)

第~~3229~~条 甲及び乙は、相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に継承させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

(解除)

コメント [n8]: ここも相手方に、どの程度の範囲まで責任を負わせるのかについては、検討が必要です。  
原案では、包括的に乙の責任を限定する規定であったため、<B案>では削除しています。

第 ~~33-30~~ 条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び本サポート契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 重大な過失または背信行為があった場合
- ② 支払いの停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別生産開始の申立があった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 解散又は営業の全部に若しくは重要な一部を第三者に譲渡又は分割したとき

~~⑥~~ ⑤ その他前各号に準ずるような本契約または本サポート契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2. 甲または乙は、相手方が本契約または本サポート契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び本サポート契約の全部または一部を解除することができる。

3. 甲または乙は、第1項各号のいずれかに該当する場合または前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

(損害賠償)

第 ~~34-1~~ 条 甲及び乙は、本契約及び本サポート契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り、第3項で定める範囲内で損害賠償を請求することができる。ただし、納入物の瑕疵による損害については、甲は、当該瑕疵が乙の責めに帰すべき事由により修正されず、かつ、瑕疵の修正に代わる合理的な 代替弁済 処置の提供がなされなかったことにより損害を被った場合に限り、乙に対してこれを請求できる。

2. 前項に基づく請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該契約に定める業務の終了確認から12ヶ月が経過した後は行うことができない。

3. 第1項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める委託料相当額を限度とする。

(不可抗力)

第 ~~35-2~~ 条 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他の乙の責めに帰することができない事由による本契約及び本サポート契約の全部または一部（金銭債務を除く）の履行遅滞または履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとする。ただし、当該自由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議の上、復旧するための最善の努力をするものとする。

(和解による紛争解決)

第~~3633~~条 本契約及び本サポート契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲及び乙は、第 37 条所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のために協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならない。

2. 前項所定の協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第 37 条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者または代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受理してから

14 日以内に東京都において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。

3. 前項所定の甲及び乙の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、甲及び乙は、第~~3734~~条所定の紛争解決手続をとることができる。

(合意管轄)

第~~3734~~条 本契約及び本サポート契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第~~3835~~条 本契約及び本サポート契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2012 年 8 月○日

甲

乙